令和7年度

公益社団法人つくばみらい市シルバー人材センター事業計画書

I 基本方針

シルバー人材センターは、少子高齢化・超高齢化社会の急速な進展や定年延長、 高齢者雇用の影響による会員数の減少、物価高騰、最低賃金の引き上げに伴う経 費の増大、さらに、インボイス制度やフリーランス法への対応が求められるなど 年々厳しさを増しています。

このような状況の中、当センターは健康で働く意欲のある高年齢者が今まで培ってきた知識や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが求められています。高年齢者が社会参加することは、生きがいづくりや健康維持、医療費の削減や介護予防にも貢献しており、社会保障負担の軽減にもつながると考えられています。

高年齢者が年齢に関わりなく働きたいと願い就業率を高めていくこと、また、 社会の担い手として活躍してもらうことが望まれています。

当センターでは、令和 7 年度における目標と取り組むべき具体的事業の方向性を定め、共に働き、共に助け合っていくことを目指す「自主・自立、共働・共助」の共通理念のもと、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」として実践できるよう、会員・役職員が一丸となって事業の推進に取り組んでまいります。

事業目標

事業項目	目標値(請負)	目標値(派遣)	計
会 員 数	390 人		
受注件数	1,200 件	70 件	1,270 件
受 注 額	89,000 千円	93,000 千円	182,000 千円
就業延人数	19,000 人	21,000 人	40,000 人
就 業 率	80%		

Ⅱ 実施事業

1 会員の確保・拡大

会員拡大に向けた広報活動や勧誘活動、また会員による個別勧誘など、組織を挙げた会員拡大に取り組み、地域に根ざしたセンターの充実を図るとともに令和7年度の数値目標に向けた会員拡大の取り組みを推進します。

(1) 特に女性会員の入会促進を目指して、加入拡大への取組みを強化します。

- (2) PDCA サイクルによる目標管理を通じて会員の確保に努めます。
- (3) 市広報紙、ホームページ、会員機関紙「会報SCつくばみらい」など へ定期的にシルバー会員の募集を掲載します。
- (4)募集パンフレットを作成して、会員によるポスティングや各イベント において配布によるPR活動を展開します。
- (5)毎月第3金曜日に開催している入会説明会では、入会希望者がシルバー人材センターを身近に感じてもらえるよう、会員(役員)による就労体験をお話しいただくなどし、新規会員の入会促進に努めます。

2 就業開拓

就業機会の拡大を図るため、発注者のニーズを的確に把握します。 さらに、受注内容を紹介したパンフレットを作成し、新規就業先の開 拓を含めた企業訪問、また、既存契約先においては継続就業の維持に 努めます。

3 就業機会提供事業

(1) 雇用によらない就業機会の提供

地域に密着した高齢者に相応しい仕事を一般家庭、民間企業及び公 共団体から有償で引き受け、能力、希望等に応じて請負又は委任とい う形で就業機会の提供に努めます。

- (2) 雇用による就業機会の提供
 - ① 茨城県シルバー人材センター連合会との委任契約による労働者派遣 事業(シルバー派遣事業)を継続し、事業所との連絡調整及び派遣就 業を希望する会員へ就業機会を提供します。
 - ② 茨城県知事の指定を受けた業種及び職種については、高齢法の改正により就業時間の要件の緩和措置があることから、企業や公共団体が求める就業形態に対応することができるため、この制度を活用し、一層の労働者派遣事業の拡大に努めます。
 - ③ 臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を推進します。

4 普及啓発事業

センター事業への信頼と理解が得られるよう、一般家庭・民間事業所・公共団体等に対して周知啓発を行うとともに、効果的・効率的な普及活動を推進します。

(1) つくばみらい市広報紙に就業開拓及び会員募集などの情報を掲載しま

す。

- (2) 会員募集及び就業開拓のパンフレットを作成しポスティングを実施します。
- (3) 地方公共団体・各団体主催のイベント会場での普及啓発活動に努めます。
- (4) センター発行の「会報SCつくばみらい」やホームページを活用した 広報活動を推進します。
- (5) ボランティア活動により多くの会員が主体的に参加できる環境づく りや相互交流の促進に向けた醸成を図ります。

5 安全·適正就業推進事業

会員の就業については、能力と体力に見合った仕事を通じて「健康・ 生きがい・社会参加」を希望する高齢者に、安全に遂行できるようにす ることが重要です。

- (1) 就業の機会を提供するセンターでは、就業人員を配置する際、会員の 状況や入会申込書を参考に会員へ情報を提供し、安全就業の適正化を 図ります。
- (2) 安全・適正就業委員会では、「事故ゼロ」を目標に事故防止のための 安全対策として、現場に即した具体的な対策を講じ、安全管理を徹底 し、就業中の重篤事故、傷害事故及び損害賠償事故の撲滅に努めます。
- (3) 意識啓発を図るため、引き続き安全パトロールの実施や各種研修会への参加を促進します。
- (4) 適正就業については、厚生労働省からの「適正就業ガイドライン」を もとに請負・委任、派遣、職業紹介の就業形態について厳正に業務を 推進します。
- (5) ローテーション就業の推進やワークシェアリングにより特定の人に 仕事が集中しないよう就業の公平性と未就業会員の就業確保に努め ます。
- (6) シルバー人材センター事業は、高齢者が自主的に働くことを通じて就業すること、また、地域社会の一員として、会員が健康で生きがいのある生活が送れるよう市の特定健診の受診や日常の健康管理・体力づくり等の指導・助言に努めます。
- (7) 労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、会員の健康障害・労働災害を未然に防止するため、健康の保持・増進、健康教育を推進します。

6 研修・講習事業

- (1) 全国シルバー人材センター事業協会や茨城県シルバー人材センター 連合会が主催する講習会・研修会への参加や新会員に向けた技能向上 のため、植木剪定・刈払機操作などの研修会を開催します。
- (2) 会員のための「接遇研修会」や「健康講座」などを開催し、会員の接 遇マナーの向上や健康増進を図るため健康診断の受診を奨励するなど、 自らの健康管理の重要性について啓発を図ります。

7 調査研究事業

役員・会員の資質の向上とセンター事業発展のための先進事例等の調査や先進センターの視察研修を実施します。

8 相談事業

入会説明会は毎月開催し、シルバー人材センター事業の制度や活動・ 就業にあたっての心構えなどを理解いただけるよう努めるとともに潜 在能力の掘り起こしを行います。また、未就業会員の方々には就業相談 として、対面、電話等により随時個別面談を実施します。

9 その他

- (1) フリーランス法の施行に伴い、センターで扱う全ての請負業務で会員 への就業条件等の明示が義務化されました。また、今後は、契約方法 の見直しに向け、全シ協、県シ連と連携を図りながら適切に進めてま いります。
- (2) 関係行政機関や関係団体との連携を図り、事業の円滑な運営に努めます。